

消費税率引き上げに伴う施設使用料等の改定について

令和元年10月1日から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、菅平高原アリーナの使用料等について、税率改定分2%を転嫁する料金改定を以下のとおり行います。

令和元年10月1日から新料金となります。御理解、御協力をお願いいたします。

1 使用料

利用区分			使用料	
			改定前	改定後
競技場	① 市民が使用する場合（④を除く。）	1時間	2,000円	2,030円
	② 市民以外で市内宿泊施設に宿泊して使用する場合	1時間	10,000円	10,150円
	③ 市民以外で市内宿泊施設に宿泊しないで使用する場合	1時間	20,000円	20,300円
	④ 営利を目的で使用する場合	1時間	30,000円	30,450円
ミーティングルーム	半日（4時間まで）		3,000円	3,050円
	1日（8時間まで）		6,000円	6,100円
更衣室	1人1回の使用につき （更衣室のみを使用する場合）		100円	100円
シャワールーム クールダウンルーム	1人1回の使用につき		100円	100円
トレーニングルーム	専用しない場合	1人1時間の使用につき	500円	500円
	専用する場合	1時間につき	10,000円	10,100円

2 暖房使用料

利用区分			使用料	
			改定前	改定後
競技場	1時間		3,000円	3,050円
ミーティングルーム	1時間		500円	500円
トレーニングルーム（専用する場合のみ）	1時間		1,000円	1,010円